

平成 28 年度ロボット導入実証事業

公募要領

平成 28 年 4 月

一般社団法人日本ロボット工業会

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人日本ロボット工業会（以下「JARA」という。）が取り扱う平成 28 年度ロボット導入実証事業（以下「本事業」という。）は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、JARA としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）」をよく御理解の上、また以下の点についても十分に御認識いただいた上で補助金受給に関するすべての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② JARA から補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について JARA の承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、JARA は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
 - ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。
 - ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
 - ※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）」に準ずる。
- ④ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、JARA として、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑤ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を JARA に返還していただきます。併せて、JARA から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑥ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

目次

1. 事業の内容	1
1.1. 事業目的	1
1.2. 事業名称	1
1.3. 予算額	1
1.4. 事業の内容	1
1.5. 補助対象となる事業	1
1.6. 補助対象事業者	2
1.7. 補助対象経費	3
1.8. 補助率及び補助金上限額	3
1.9. 補助事業期間	4
1.10. 事業全体のスキーム	5
1.11. 事業の全体スケジュール	6
2. 提案書の申請～交付決定	7
2.1. 公募	7
2.2. 提案書の申請	7
2.3. 審査	9
2.4. 採択決定	9
2.5. 交付決定	9
3. 事業開始～補助金交付	9
3.1. 事業の開始及び事業完了	9
3.2. 完了報告	10
3.3. 補助金額の確定及び補助金交付	11
4. その他	13
4.1. 結果の公表について	13
4.2. 事業終了後の報告について	13
4.3. 秘密の保持	13

1. 事業の内容

1.1. 事業目的

「ロボット新戦略」（平成 27 年 2 月 10 日 日本経済再生本部決定）では、我が国として「世界一のロボット利活用社会」を目指し、ロボット利活用による様々な分野における人手不足の解消や生産性の向上等の社会的課題の解決に向けて、国を挙げて取り組むとしています。

そのため本事業では、ものづくり分野やサービス分野におけるロボット未活用領域（これまでロボットが活用されてこなかった業種や工程等）へのロボット導入の実証や FS（Feasibility Study：実現可能性調査）を行い、その効果を明らかにすることで、当該領域における更なるロボット導入を促し、我が国におけるロボットの利活用を拡大させていくことを目指します。また、実証や FS を行うに当たり、ロボットシステムの構築を支援するシステムインテグレータ（以下「SIer」という。）の積極的活用を促し、「世界一のロボット利活用社会」の実現に向けた担い手として育成することを目指します。

1.2. 事業名称

平成 28 年度ロボット導入実証事業

1.3. 予算額

22.2 億円程度

※ 採択予定件数は設けず、予算額の範囲内で提案内容の優れている事業を採択します。

1.4. 事業の内容

(A) ロボット導入実証補助事業

ものづくり分野やサービス分野におけるロボット未活用領域へのロボット導入の実証を行う事業者に対し、当該実証事業に要する費用（ロボットシステムの設備費用、SIer によるシステムインテグレーション費用 等）の一部を補助します。

(B) ロボット導入 FS 補助事業

ものづくり分野やサービス分野におけるロボット未活用領域へのロボット導入を検討する事業者に対し、当該ロボット導入についての実現可能性調査（以下「FS」という。）を行うための費用（SIer による業務分析、ロボットシステムの検討、費用対効果の算出等のための費用 等）の一部を補助します。

1.5. 補助対象となる事業

次の A～H の類型に該当するロボットの導入実証又は FS を補助対象事業とします。それぞれの類型の内容、審査基準及び予算額については、別紙「平成 28 年度ロボット導入実証事業の補助対象事業及び審査基準」を参照してください。

- A 労働生産性の向上
- B 過酷作業、熟練技能の代替・支援
- C 複雑・困難な作業のロボット化
- D 三品産業におけるロボット活用

- E サービスのバックヤード等におけるロボット活用
- F 日常空間におけるロボット活用
- G ロボットによる新たなサービスの実現
- H システムインテグレータの機能強化

1.6. 補助対象事業者

以下のすべての要件を満たす事業者を補助対象事業者とします。

- ① 原則本邦において、事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。
 - ※ 個人事業主は、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し又は税理士・会計士等による申告内容が事実と相違ないことの証明（任意様式）を提出できること。
- ② 本事業により新たにロボットを導入しようとする又はロボットの導入効果等について検証しようとする事業者。
- ③ 補助事業の遂行能力を有し、法定耐用年数の間、導入機器等を継続的に維持運用できること。
 - ※ リース事業者（共同申請者）を含む。補助対象となる機器等は、原則として、最長の処分制限期間（法定耐用年数の間）を使用することを前提とした契約とすること。
- ④ 補助事業の内容、結果及び成果の概要について、事業期間中及び終了後の公表に協力できること。
- ⑤ 導入した補助対象機器等に関する状況等について JARA が調査を行う場合、協力できること。

<リースを利用して補助事業を行う場合>

リースを利用してロボット導入を行う事業も、当該リース契約期間相当分について補助金を申請することができます。契約を取り交わす際に、以下の点に注意してください。

- ① 機器等の導入に当たり、リースを利用する場合、補助対象機器等の使用者を主申請者、補助対象機器等の所有者（リース事業者）を共同申請者として補助事業の交付申請を行うこと。
 - ② 主申請者に対して補助金相当分の利益が還元される契約であること。
 - ③ 同一申請における設備費として、自己購入とリースの併用がないこと。
 - ④ 補助対象となる機器等に係る契約については、原則として法定耐用年数の間を使用することを前提とした契約とすること。
- ※ 契約終了後、サービスを提供する事業者が保有する機器等を主申請者に譲渡する契約も認めます。その場合、主申請者は所有権移転後も、補助対象機器等を補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとします。

1.7. 補助対象経費

補助対象経費は以下のとおりとします。

(A) ロボット導入実証補助事業

区分	内容
I 設備費	ロボットシステムの購入費、製作費、借用費及びリース料
II 労務費	補助事業者において、ロボットシステムの企画、設計、開発、構築及び導入等（システムインテグレーション）に従事する者等の労務費
III 外注費	システムインテグレータ等の事業者による、ロボットシステムの企画、設計、開発、構築及び導入等（システムインテグレーション）に係る外注費等

※ I 設備費は、ロボット本体費、ロボット関連装置/部品費、ロボット周辺設備費、その他設備費の内訳を明確にすること。

※ II 労務費については、別添「労務費単価の計算方法」を参照のこと。

※ III 外注費は、システムインテグレーションに係るコンサルティング費、設計費、製造費、運搬費、据付費（教示含む）、安全講習費の内訳を明確にすること。

(B) ロボット導入FS補助事業

区分	内容
I 労務費	補助事業者において、ロボット導入の実現可能性調査（フィージビリティスタディ）に従事する者等の労務費
II 外注費	システムインテグレータ等の事業者による、ロボット導入の実現可能性調査（フィージビリティスタディ）に係る外注費等

※ I 労務費については、別添「労務費単価の計算方法」を参照のこと。

※ II 外注費の中にロボットの購入費を含めることはできない。ただし、ロボットの借用費（レンタル費）やロボット関連装置/部品の試作費は、FSに係る外注費として認められる場合がある。

1.8. 補助率及び補助金上限額

補助率は補助対象経費の1/2以内とします。ただし、補助事業者が中小企業者（個人事業主、小規模事業者を含む）である場合の補助率は補助対象経費の2/3以内とする。リースを利用して機器等を導入する場合は、機器等を使用する事業者が中小企業者に当たるかによって補助率を決定します。

また、補助金の上限額は以下のとおりです。

(A) ロボット導入実証補助事業 5,000万円

(B) ロボット導入FS補助事業 500万円

補助対象経費に補助率を掛け合わせた補助金額が上限を上回る場合、申請された事業が補助対象として認められれば、補助額の上限の範囲内で交付されます。

本補助金と、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできません。

<中小企業者の定義>

中小企業基本法第二条に準じ、次表の通り中小企業者を定義します。

業種	次のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
① 製造業、その他	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業	5千万円以下	100人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とします。

※但し、次のいずれかに該当する「みなし大企業」は除きます。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業者。
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。

大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者をいうこととします。

但し、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱いません。

1.9. 補助事業期間

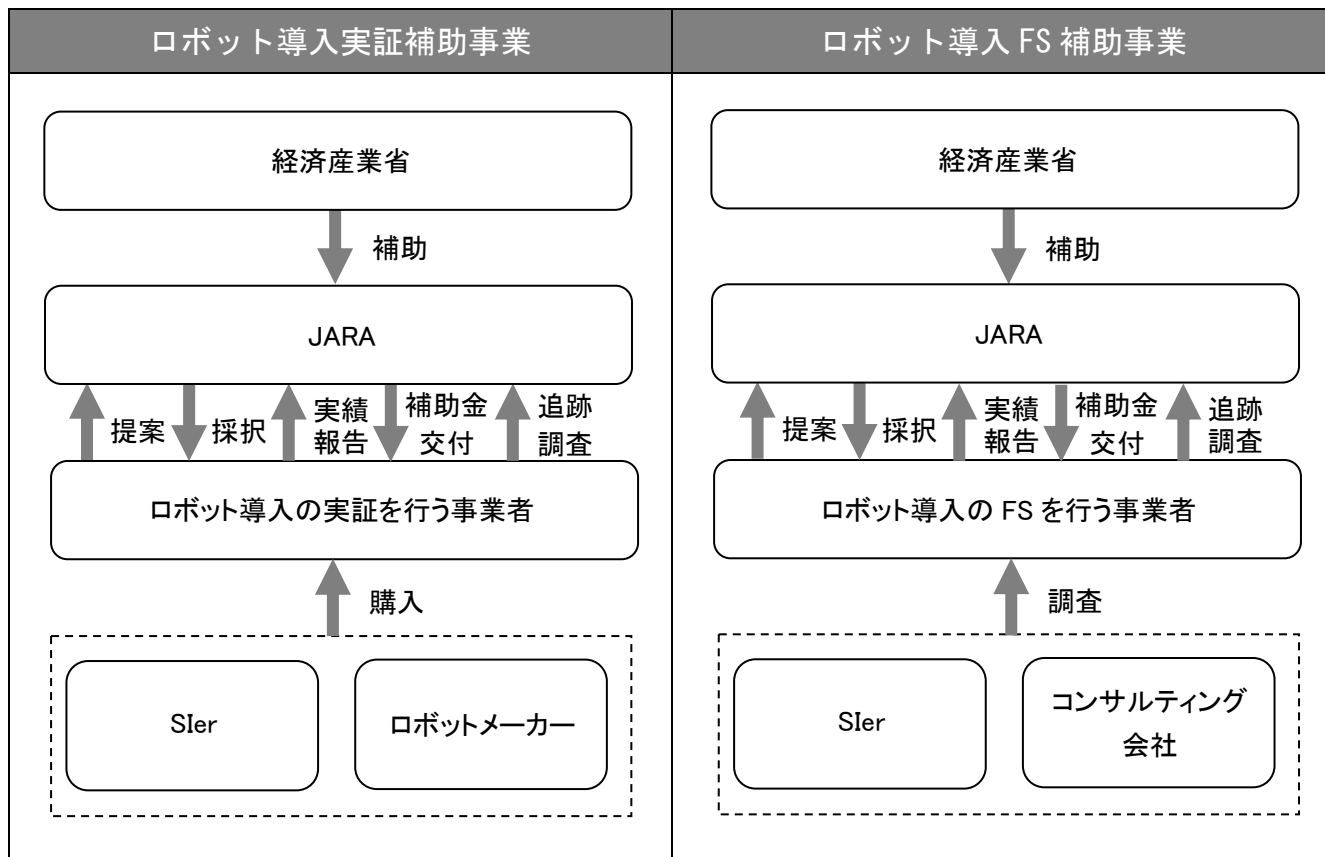
(A) ロボット導入実証補助事業

交付決定の日を事業開始日とし、1次締切によって採択された事業は平成28年9月末まで、2次締切によって採択された事業は平成29年2月末までに事業を完了し実績報告書を提出してください。

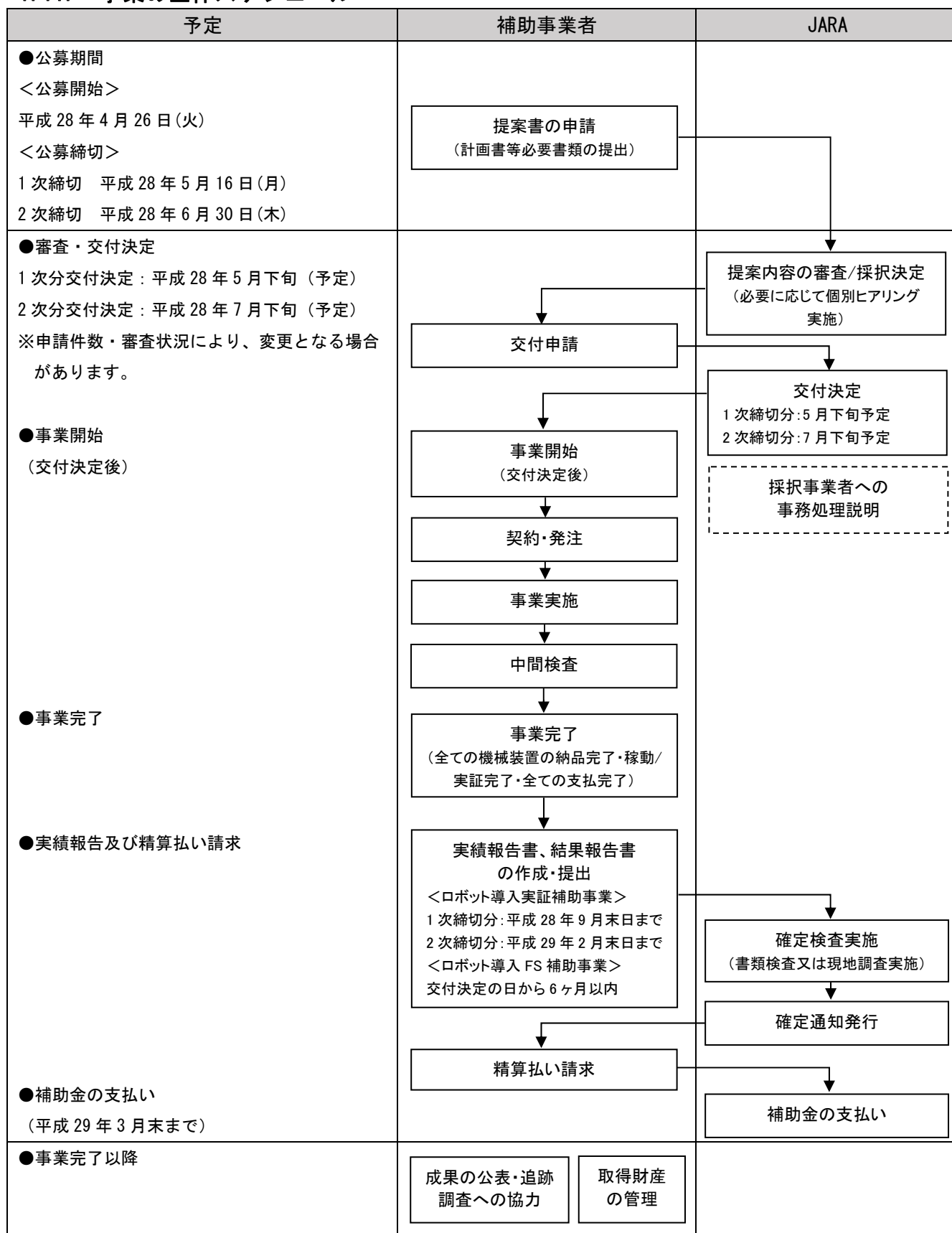
(B) ロボット導入FS補助事業

交付決定の日（事業開始日）から6ヶ月以内に事業を完了し実績報告書を提出してください。

1.10. 事業全体のスキーム



1.11. 事業の全体スケジュール



2. 提案書の申請～交付決定

2.1. 公募

(1) 補助事業の公募について

JARA は、補助事業者に対し一般公募を行います。

JARA ホームページ (<http://www.jara.jp/>) に公募関連情報（公募説明会の開催情報を含む）を随時掲載します。

(2) 公募期間

公募開始：平成28年4月26日（火）

1次締切：平成28年5月16日（月）（必着）

2次締切：平成28年6月30日（木）（必着）

※ 1次締切によって採択された事業は平成28年9月末まで、2次締切によって採択された事業は平成29年2月末までに事業を完了する必要があります。

※ 当該公募による交付決定を行った後の残りの予算額によっては、2次公募を行う可能性もあります。

2.2. 提案書の申請

(1) 提案書の申請について

申請される事業者は、所定の様式を用いて、提案書類を一式作成し、正1部副4部をJARAに提出して下さい。

なお、「ロボット導入実証補助事業」と「ロボット導入FS補助事業」への同一提案での同時申請は原則として認めません。各補助対象事業の内容に合致する提案をして下さい。

また、「ロボット導入実証補助事業」ではロボットシステムのインテグレートを実施する事業者、「ロボット導入FS補助事業」では実際に業務分析や費用対効果の算出等を実施する事業者が、補助金申請者の代理として提案書を提出することも認められます。

(2) 提出書類一覧

No.	書式	書類名称	備考
1	指定	補助事業提案書（様式1）	正1部 ※共同申請の場合は、共同申請者情報も必要。
2	指定	実施計画書 （様式1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6）	正1部、副4部 ※公開されることが明示されている部分は事前告知なく公開される場合があります。
3	自由	見積書	正1部、副4部 ※設備に関しては、ロボット本体、ロボット関連装置/部品、ロボット周辺設備、その他設備の別を明確にすること。システムインテグレーションに関してはコンサルティング費、設計費、製造費、運搬費、据付費（教示含む）、安全講習費の別を明確にすること。

			補助対象外の費用が含まれている場合は、補助対象外と明示すること。
4	自由	会社概要	正1部、副4部 ※会社名、業種、資本金、従業員数、役員情報等の項目が入った概要資料。会社パンフレットでも可。
5	自由	財務諸表	正1部、副4部 ※直近3期分の決算報告書

以下の書類は必要に応じて提出する。

6	指定	代行申請者情報（様式1-7）	※代行申請の場合。
7	自由	リース料金試算書、契約案文	※写し。リース事業者と共同申請する場合。

※ 申請書類は返却しないため、必ず写しを控えておくこと。

※ 採択決定後、交付申請時には商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）が必要となります。

(3) 書類提出先

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 307

一般社団法人日本ロボット工業会 担当 高本 宛て

「平成 28 年度ロボット導入実証事業」

交付申請書在中

※ 上記を切り取り、宛先として使用することができます。

※ 郵送時は、必ず赤字で「平成 28 年度ロボット導入実証事業 交付申請書在中」と記入してください。

<お問い合わせ先>

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 307

一般社団法人日本ロボット工業会 担当：高本、足立

電話：03-3434-2919 FAX：03-3578-1404

電話受付時間 9:00～17:00（土日、祝日を除く）

2.3. 審査

(1) 審査方法

ロボット導入実証補助事業については外部の有識者で構成される審査委員会が審査を行い、また、ロボット導入F S補助事業については事務局が審査を行い、本事業の目的を達成するために有効と認められる事業を選定します。審査は非公開とし、審査の経過や審査結果に至った理由等に関する問い合わせには応じないものとします。また、申請者に対して、必要に応じてヒアリング等を実施します。

(2) 審査基準

別紙「平成28年度ロボット導入実証事業の補助対象事業及び審査基準」のとおり。

2.4. 採択決定

JARAは、申請された事業が補助の要件等を満たしており、補助金を交付すべきものと認められるものについて、予算の範囲内において第三者委員会で審査、採択の決定を行い、採択決定通知書により申請者に通知します。（採択決定及びその他のJARAからの連絡等は、全て「連絡担当先」に記載されている住所、電話・FAX番号、電子メール宛てに行います。また、連絡がつかない場合や、同担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、採択しないことがあります。）

2.5. 交付決定

採択通知を受けた提案者は、所定期間内に所定の交付申請書を作成の上、JARAに提出し、内容確認等を経て補助金の交付決定となります。

補助事業者に対して実際に交付する補助金の額は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後にJARAが実施する「確定検査」により決定されるものであり、(3.3.補助金額の確定及び補助金交付参照)、交付決定通知書に記載の額でないことにご留意下さい。

3. 事業開始～補助金交付

3.1. 事業の開始及び事業完了

(1) 事業の開始

補助事業者は、JARAから交付決定通知の後に初めて補助事業の開始（設計・設備などの発注、契約等）を行うにあたっては、以下の点に留意して下さい。また、不明な点があれば、必ずJARAの担当者へ連絡して下さい。

- ① 発注日、契約日は、JARAの交付決定日以降であること。
- ② 原則として競争入札又は相見積りによって相手先を決定すること。
- ③ 当該年度に実施された設計、設備購入等については、当該年度中（または、補助事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。

(2) 計画変更等

補助事業者は、提案申請時の事業の内容を変更、補助事業経費の区分ごとに配分された額の変更、補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前にJARAの承認を受ける必要があります。

補助対象経費の区分ごとに配分された額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、JARAの承認を受ける必要はありません。なお、入札による減額は、事業が変更されたわけではないので、原則としてJARAの承認を受ける必要はありません。

なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる場合であっても、補助金額の増額は原則認められません。

(3) 申請の取下げ

採択後、申請者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募の評価の際に減点を行うことがあります。

(4) 事業実施

事業実施期間中にJARAから進捗の確認やコンサルティングを行うことがあります。

(5) 中間報告・検査

補助事業者は事業期間中、別途JARAが指定する期日までに中間報告を提出する必要があります。また、必要に応じて現地検査を行います。

(6) 事業の完了

当該年度の補助事業は、納品後実証/FSの実施及び補助事業者における支出義務額(補助対象経費全額)の支出完了(精算を含む。)を持って事業の完了とします。

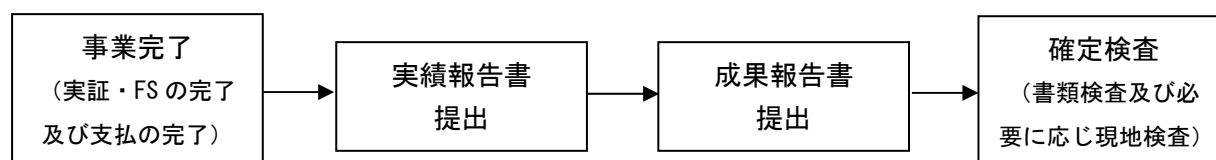
また、補助事業者から外注先等への代金支払方法は、原則金融機関の振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約等による支払いも可能ですが、実績報告前に支払いが完了している必要があります。支払いの事実を証明できる証憑を準備してください。

3.2. 完了報告

(1) 完了報告

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内又は所定の事業期間終了日(導入実証補助事業1次締切による採択は平成28年9月30日、導入実証補助事業2次締切による採択は平成29年2月28日、導入FS補助事業は交付決定日より6ヶ月を経過した日)のいずれか早い日までに実績報告書を提出して下さい。また、別途JARAが指定する日までに成果報告書及び成果報告ハンドブック用書類を提出して下さい。

<完了報告の流れ>



(2) 提出書類一覧

No.	書式	書類名称	備考
1	指定	実績報告書	

2	指定	成果報告書	※本書類は公開される場合があります。
3	指定	成果報告ハンドブック用書類	※本書類は公開される場合があります。

(3) 完了報告書類の提出期限

No.	書類名称	提出期限
1	実績報告書	1次締切の採択：平成28年9月30日(又は完了後30日) 2次締切の採択：平成29年2月28日(又は完了後30日) 導入FS：交付決定日より6ヶ月を経過した日
2	成果報告書	別途指定
3	成果報告ハンドブック用書類	別途指定

3.3. 補助金額の確定及び補助金交付

(1) 補助金額の確定

JARAは、補助事業者からの実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が採択決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金額を確定し、補助事業者に通知します。

なお、確定検査を行うにあたって補助事業者に用意して頂く書類は交付決定後に別途お知らせします。

- ※ 交付決定内容と異なる機械装置が設置されている場合、補助金の支払を行いません。
- ※ 計画書記載の実証/FS内容が十分に行われていない場合、補助金の支払を行いません。

自社調達によってなされた設計、製作、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても、原則、原価計算等により、利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。

<利益排除について>

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと捉えられます。このため、利益等排除の方法を原則下記のとおり取り扱います。

① 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者自身の場合、利益等排除の対象とします。

② 利益等排除の方法

原則、設備の製造原価をもって補助対象経費とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいうこととします。但し、原価等を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認めます。

例) 売上原価/売上高(直近年度単独決算報告)をもって利益相当額を排除します。

	関係会社から	100%同一資本企業から	自社から
3者見積の場合	利益排除必要なし	利益排除必要なし	3者見積参加不可 利益排除
特命発注の場合	利益排除必要なし 事由書をもって判断	利益排除	利益排除

(2) 補助金の支払い

補助事業者は、JARA の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

ただし、必要があると認められる場合には、上記の方法によらないで、交付決定された補助金の一部について補助事業の期間中に概算払を受けることができます。

(3) 財産管理

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守についてはその実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、経済産業大臣が別に定める期間中に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し（自主事業等当該補助事業以外の目的に使用する等）、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、あらかじめ JARA の承認を受ける必要があります。

従って、補助事業者において上記の処分あるいは処分に該当する可能性のある手続を行う必要が生じた場合は、一切の手続（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に「財産処分承認申請書」を提出してください。

(4) 補助金の返還、取消、罰則等

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・ 交付規程による交付決定の取消及び補助金の返還、加算金の計算及び納付、延滞金の納付。
- ・ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ・ JARA の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ・ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から JARA に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

4. その他

4.1. 結果の公表について

JARA は、補助金の交付決定後に、申請件数及び採択件数、補助事業者名、事業名等を JARA ホームページで公表します。なお、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

4.2. 事業終了後の報告について

補助事業終了後 5 年間、実証データの収集・分析、導入効果等についての報告及び当該内容や各種データ等の公表を JARA から求められる場合があります。

4.3. 秘密の保持

提出された申請書は、補助事業者の選定のみを使用します。審査委員には守秘義務がありますが、提出された申請書は全て審査委員に開示されます。また、実施計画書の内容（公開することを明示している部分）に関しては、事前告知を行わず、国又は JARA から公表される場合があります。

取得した個人情報については、実証及び FS 等実施体制の審査のために利用します。また、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

(別添)

労務費単価の計算方法

1. 労務費単価の算定方法

補助事業における労務費の算出基礎となる労務費単価の算定においては、一部の給与形態を除き、原則として等級単価一覧表（別表）に基づく等級単価を適用することとし、以下のとおり取り扱う。

雇用関係	給与	等級単価の適用	労務費単価
健保等級適用者 (A)	全て	適用される	賞与回数に応じた等級単価一覧表の区分を選択し、該当する「健保等級」に対応する時間単価を適用
健保等級適用者 以外の者 (B)	年俸制	適用される	月給額を算出し、等級単価一覧表の「月給額範囲」に対応する時間単価を適用
	月給制		
	日給制	適用されない	等級単価一覧表を適用せず、個別に日給額を所定労働時間で除した単価（一円未満切捨て）を適用
	時給制	適用されない	等級単価一覧表を適用せず、個別の時給額を適用

労務費単価の具体的な適用は以下のとおりとする。

次の各号に定める分類に応じ、当該各号に定める方法により計算した金額を労務費単価とする。

① 健保等級適用者 (A)

次の各要件の全てを満たすも者の労務費単価については、健保等級により該当する等級単価を使用する。

ア. 健康保険料を徴収する事業者との雇用関係に基づき当該補助事業に従事する者。ただし、役員及び日額または時給での雇用契約者については、健保等級適用者以外の者として取り扱う。

イ. 健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者。健保等級適用者に適用する労務費単価は、賞与回数に応じて該当する等級単価一覧表の区分を使用する。

a. 賞与が通常支給されない者、又は通常年4回以上支給される者

→ 等級単価一覧表のA区分を適用

b. 賞与が年1～3回まで支給されている者

→ 等級単価一覧表のB区分を適用

② 健保等級適用者以外の者 (B)

健保等級適用者以外の者の労務費単価については、その給与形態に応じて以下の区分により取り扱う。この取扱いにおいて等級単価一覧表を適用する場合は、それぞれの年収（当該従事者に対する年間支給実績額の合計）等を基礎として、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する等級単価を適用する。

区 分	
年俸制	給与が年額で定められている者については、年額を12月で除した額を月給額とし、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する労務費単価
月給制	給与が月額で定められている者については、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する労務費単価

日給制	給与が日額で定められている者については、等級単価一覧表によらず、日額を約束された就業時間で除した金額。ただし、1日単位で事業に従事している場合には、当該日額をもって1日当たりの労務費単価とすることができる
時給制	給与が時給で定められている者については、当該時給をもって労務費単価とする

2. 健保等級適用者以外の者の取扱細則

2-1. 等級単価を適用する者

前記1. ②の区分中、年俸制及び月給制の者に係る月給範囲額の算定については、以下のとおり取り扱う。

① 算定に含む金額（健康保険の報酬月額算定に準ずる）

基本給、家族手当、住居手当、通勤手当、食事手当、役付手当、職階手当、早出手当、残業手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、休業手当、育児休業手当、介護休暇手当、各種技術手当、特別勤務手当、宿日直手当、勤務地手当、役員報酬の内給与相当額など金銭で支給されるもの。

なお、賞与については、支給回数に関わらず、この算定に含む。後記④参照。

② 算定に含まない金額

解雇予定手当、退職手当、結婚祝金、災害見舞金、病氣見舞金、年金、恩給、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、家賃、地代、預金利子、株主配当金、大入袋、出張旅費、役員報酬（給与相当額を除く。）など。

③ 通勤手当の取扱い

年俸制及び月給制適用者の通勤手当に含まれる消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）については除外しない。

④ 賞与の取扱い

ア. 事業期間内に支給される賞与を加算することができる。

イ. 年俸制又は月給制適用者の加算の方法として、給与明細や給与証明の確認による賞与については、上期（4月～9月）又は下期（10月～3月）の期間内にそれぞれ支給されることが確定している額を各期間の月額に加算できる。この場合において年俸制適用者は、月額に換算して適用する。

- ・ 年額に加算できる賞与の額：年間賞与（年間賞与の合計額が確定している場合）
- ・ 月額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月（1円未満切捨て）

2-2. 等級単価を適用しない者

健保等級適用者以外の者のうち、日額制及び時給制適用者については、等級単価一覧表（別表）の労務費単価を適用せず、雇用契約書や給与規程等により規定されている日額及び時間単価による個別単価を原則適用する。

① 通勤手当の取扱い

日額制及び時給制適用者に係る通勤手当については、日額及び時給に通勤手当相当額を加算することができる。

② 賞与の取扱い

前記（2）-1. ④アについて同様の扱いとするほか、以下にて取り扱う。日額又は月額に加算できる明確な賞与とは、給与明細等に賞与として額が明示され、支給することが確定している場合をいう。

- ・ 日額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月÷21日（1円未満切捨て）
- ・ 時給に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月÷21日÷所定就業時間（1円未満切捨て）

て)

3. 等級単価一覧表の適用方法

健保等級適用者及び健保等級適用者以外の者のうち等級単価を適用する者について、等級単価一覧表（別表）に適用する等級又は給与の基準額は以下の方法により決定する。

- ① 当該月に適用される健保等級又は当該月に支給された給与に基づき算定された健保等級を適用する。
- ② 健保等級の変更（定時改定や随時改定による）又は給与に改定があった場合は、その改定月から改定後の健保等級又は給与により算出した等級単価を適用する。
 - （a）定時決定は、被保険者標準報酬決定通知書の適用年月を適用する。
 - （b）随時改定は、被保険者標準報酬決定通知書の改定年月を適用する。

4. 等級単価の証明

前述3. ①及び②の健保等級又は給与については、別添様式1（健保等級証明書）又は様式2（給与証明書）により、その実績を当該事業者の給与担当課長等に証明させるものとする。（証明書の日付は事業期間の最終日～実績報告書の提出日までの間の日付とする。）ただし、給与明細などにより給与が確認できる場合、当該証明書の提出は不要とする。

労務費の確定に当たっては次の書類等を活用して照合を行うこととする。

- ・ 健保等級適用者については、健保等級証明書（被保険者標準報酬決定通知書、同改定通知書、被保険者標準報酬月額保険料表及び給与明細）。
- ・ 健保等級適用者以外の者は、給与証明書（給与明細、従事者毎の雇用に関する契約書）。
- ・ 給与台帳、業務日誌、就業規則、就業カレンダー、タイムカード、出勤簿等。

様式 1

健保等級証明書

事業期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

平成 年度	健保等級					
従事者氏名	月	月	月	月	賞与の支給回数	月
〇〇〇〇						
〇〇〇〇						
〇〇〇〇						

平成 年 月 日

平成 年度事業従事者に係わる健保等級について、上記の通り証明します。

名称(社名等)：

所属部署名：

証明者氏名(自署)：

※事業の開始月、定時決定月(9月)、新規の登録事業者の従事開始月、健保等級に改定がある月については必ず記載する。

※本様式は、健保等級適用者(A)にのみ使用する。

様式 2

給与証明書

事業期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

平成 年度		月額給与			
従事者氏名		月	月	月	備考
〇〇〇〇	給与額				
	賞与相当額				
	賞与の支給回数				
〇〇〇〇	給与額				
	賞与相当額				
	賞与の支給回数				

平成 年 月 日

平成 年度事業従事者に係わる健保等級について、上記の通り証明します。

名称(社名等)：

所属部署名：

証明者氏名(自署)：

※事業の開始日、新規の登録事業者の事業開始月、給与に変更がある月については必ず記載する。

※本様式は、健保等級適用者以外の者(B)にのみ使用する。

平成 28 年度ロボット導入実証事業の補助対象事業及び審査基準

補助対象事業	審査基準
平成 28 年度ロボット導入実証事業 (ロボット導入実証補助事業／ロボット導入 FS 補助事業)	22.2 億円程度
<p>< A ~ H 共通 > ものづくり分野やサービス分野におけるロボット未活用領域(これまでロボットが活用されてこなかった業種や工程等)へのロボット導入の実証や FS(Feasibility Study:実現可能性調査)を対象とする。 ただし、平成 26 年度補正予算事業(※)での成果によって対応できるものを除く。</p> <p>※「ロボット導入実証事業」事例紹介ハンドブック 2016 【全体版】http://www.jara.jp/hojyo/dl/hb26.pdf 【概要版】http://www.jara.jp/hojyo/dl/hb26-gaiyou.pdf</p>	<p>< A ~ H 共通 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ロボット活用領域の新規性 2. 事業内容及び事業計画の妥当性・安全性 3. ロボットの導入効果 (労働生産性の向上等) 4. 成果の社会的波及効果 5. 事業の遂行能力 (経営基盤、実施体制、技術力等) 6. 自己負担分の調達、経理等の管理・処理
A 労働生産性の向上 (ものづくり分野／サービス分野)	5.0 億円以内
「ロボット新戦略」が掲げる「2020 年に製造業／サービス分野の労働生産性の伸び率を年間2%以上に向上させる」という目標(KPI)を踏まえ、ロボット導入によって、ロボット導入工程以外も含めた全体の工程の労働生産性を現状から2%以上向上させるもののうち、他の企業や他の分野への波及効果が見込めるもの。	A 1. 労働生産性の向上効果の期待値 (実現可能性含む)
B 過酷作業、熟練技能の代替・支援 (ものづくり分野／サービス分野)	5.0 億円以内
高齢者や若者、女性など多様な人材が活躍できるよう、例えば重量物の取扱いなどの過酷作業(苦渋作業、危険作業)や熟練技能を要する作業をロボットによって代替・支援するもののうち、他の企業や他の分野への波及効果が見込めるもの。	<ol style="list-style-type: none"> B 1. ロボットによる代替・支援の必要性 B 2. 雇用状況の改善への期待度
C 複雑・困難な作業のロボット化 (ものづくり分野／サービス分野)	5.0 億円以内
例えば柔軟物の取扱いや1つのプロセスにおける多数の作業など、これまでは複雑・困難であるために	C 1. 作業の複雑さ・困難さ

人にしか行えなかった作業をロボット化するもののうち、他の企業や他の分野への波及効果が見込めるもの。	C 2. ロボット化の実現可能性
D 三品産業におけるロボット活用 (ものづくり分野) 5.0 億円以内	
これまでロボット活用が進んでこなかった三品産業(食品・化粧品・医薬品産業)におけるロボット活用のうち、他の企業や他の分野への波及効果が見込めるもの。	D 1. 三品産業における新規性 D 2. 三品産業における他への波及効果
E サービスのバックヤード等におけるロボット活用 (サービス分野) 5.0 億円以内	
需要や作業の性質などの観点から、ロボット導入の実現可能性が高いと考えられる分野(例えば、外食や物流のバックヤード、警備等)におけるロボット活用のうち、他の企業や他の分野への波及効果が見込めるもの。	E 1. バックヤード等における新規性 E 2. バックヤード等における他への波及効果
F 日常空間におけるロボット活用 (サービス分野) 5.0 億円以内	
2020 年に人の身近で作業を行うロボットとして世界に発信できるような、空港や市街地、ショッピングモール、ホテル、飲食店などの日常空間で業務を行うサービスロボットを活用して、ビジネスモデルの検討等を行うもの。	F 1. 世界に発信できる新規ビジネスモデル創出の期待度 F 2. JARA が指定するガイドラインの参照
G ロボットによる新たなサービスの実現 (サービス分野) 5.0 億円以内	
身体機能や記憶能力、コストなどの面から人には提供できなかった全く新しいサービスをロボットによって実現するもの。	G 1. ロボットが実現するサービスの新規性
H システムインテグレータの機能強化 (ものづくり分野/サービス分野) 5.0 億円以内	
SIer が補助事業者と効果的に連携し、業界におけるロボット導入のモデルとなるようなシステムインテグレーションを行い、インテグレーションプロセスの過程における成果物を明らかにするもの。	H 1. SIer と事業者の連携 H 2. システムインテグレーションの他への波及効果